

なっている。¹⁶

以下本報告では、手続と実体の両面から中国の「商標法」における商標冒認出願の抑止に関連する制度について分析、評価する。

第三節 商標冒認出願抑止の手続

一、商標登録出願の主体

(一) 立法沿革と最新動向

1. 商標法及び実施条例の改正

中国の現行「商標法」は1982年に制定され、1993年と2001年の2度、改正を実施しており、現在第三次改正の最中である。「商標法実施細則」は1983年に発表され、1988年、1993年、1995年の3度、改正を実施した。2002年、国務院は新たに改正された「商標法」に基づいて「商標法実施条例」を制定した。

1982年の「商標法」は、出願主体を「企業、事業単位と個体工商業者」に制限した。1983年の「商標法実施細則」は「法に基づく登記」の必要性が強調され、さらに外国人の出願人に関する規定が追加された。1988年の「商標法実施細則」は出願人の資格の説明について微調整を行い、企業と個体工商戸は「独立して民事責任を負うことができる」こと、事業単位は「法人資格を有する」ことが必要であることを強調したが、実質的な内容に変化はなかった。

1993年の改正後の「商標法」では役務商標の内容が加わったが、出願主体にはいかなる変化もなかった。1993年の「商標法実施細則」第2条は、出願主体に「社会団体」と「個人共同経営体」を追加した。「商標法実施細則」第10条第2項は、「出願する商品は認可または登記された経営範囲を超えてはならない」と規定した。

2001年の「商標法」は、出願主体を「自然人、法人とその他の組織」に拡大した。このとき商標法が改正された理由は、従来の法律の出願主体について

¹⁶ 汪沢、徐琳「商標登録制度下の先使用商標に対する保護についての比較研究報告」2011中国商標年鑑111頁

の列挙規定が煩雑で完全を期すことが難しいと同時に、外国人は商標の登録出願ができるのに対し、中国国民は出願人から排除されており、明らかに不公平であったことである。¹⁷このほか、2001年の「商標法」と2002年の「商標法実施条例」にはいずれも出願する商品の範囲について制限を設けていなかった。

なお、中国「商標法」及び同実施条例のいずれも「その他の組織」の意味について画定を行なっていなかったのである。一般的に、「その他の組織」の意味は中国最高人民法院の「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する若干の問題についての意見」第40条の規定を参考にすることができる。¹⁸つまり「その他の組織」とは、合法的に成立し、一定の組織機構と財産を有しているが、法人資格を備えていない組織であり（1）法律に基づいて登記し、営業許可証を取得した私営独資企業、共同組織。（2）法律に基づいて登記し、営業許可証を取得した共同型経営企業。（3）法律に基づいて登記しわが国の営業許可証を取得した中外合作経営企業、外資企業。（4）民政部門の許可を得て登記し、社会団体登記証を取得した社会団体。（5）法人が法に基づいて設立し、営業許可証を取得した支社等。（6）中国人民銀行、各專業銀行により各地に設立された支店等。（7）中国人民保險公司により各地に設立された支店等。（8）承認を経て登記され、営業許可証を取得した郷鎮、街道、村により設立された企業。（9）本条により規定される条件を満たすその他の組織。

2001年の現行「商標法」の発表以降、2001年商標局は商標出願主体に対し、開放的な態度をとり始め、いかなる自然人、法人またはその他の組織の、いかなる商品または役務区分についての商標登録出願も、受理するようになった。¹⁹

1982年「商標法」	1993年「商標法」	2001年「商標法」
第4条 企業、事業単位及び個体工商業者は、その生産、製造、加工、選定又は販売する商品について商標	第4条 企業、事業単位及び個体工商業者は、その生産、製造、加工、選定又は販売す	第4条 自然人、法人又はその他の組織が、その生産、製造、加工、選定又は販売する商品について商標専用権を取得する必

¹⁷ 卞耀武主編『中華人民共和國商標法解釋』法律出版社（2002年）45頁

¹⁸ 蒙律廷「商標權主体「その他の組織」についての理解」中華商標2007年04期35頁

¹⁹ 謝冬偉「商標登録出願の主体の資格」中華商標2006年12期44頁

<p>専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。</p>	<p>る商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品商標の登録を出願しなければならない。</p> <p>企業、事業単位及び個体工商業者が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標の登録を出願しなければならない。</p> <p>役務商標に対しては本法の商品商標に関する規定を準用する。</p>	<p>要がある場合には、商標局に商品商標の登録を出願しなければならない。</p> <p>自然人、法人又はその他の組織が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標の登録を出願しなければならない。</p> <p>役務商標に対しては本法の商品商標に関する規定を準用する。</p>		
1983年「商標法実施細則」	1988年「商標法実施細則」	1993年「商標法実施細則」	1995年「商標法実施細則」	2002年「商標法実施条例」
<p>第2条 商標登録を出願する者は、法律に基づいて登記された企業、事業単位、個体工商業者、または「商標法」第9条に規定する外国人または外国企業でなければならない。</p>	<p>第2条 商標登録の出願人は、法律に基づいて登記されかつ独立で民事責任を負うことができる企業、個体工商戸、法人格を有する事業単位及び「商標法」第9条の規定を満たす外国人または外国企業でなければならない。</p>	<p>第2条 商標登録の出願人は、法律に基づいて設立された企業、事業単位、社会団体、個体工商戸、個人共同経営体及び「商標法」第9条の規定を満たす外国人または外国企業でなければならない。</p> <p>役務商標に対しては、本実施細則の商品商標に関する規定を準用する。</p> <p>第10条2項 商標登録出願人の名義、印章は認可又は登</p>	<p>第2条 商標登録の出願人は、法律に基づいて設立された企業、事業単位、社会団体、個体工商戸、個人共同経営体及び「商標法」第9条の規定を満たす外国人または外国企業でなければならない。</p> <p>役務商標に対しては、本実施細則の商品商</p>	<p>対応規定無し</p>

		記された名称と一致しなければならない。出願する商品は許可された営業範囲を越えてはならない。商品名は商品分類表に基づいて記入し、商品名が商品分類表に掲げられていない時は商品説明書を添付しなければならない。	標に関する規定を準用する。	
--	--	---	---------------	--

2、「自然人の商標登録出願に関する注意事項」

2007年2月、中国国家商標局は内部規定「自然人の商標登録出願に関する注意事項」（以下、「注意事項」とする）を公表し、自然人が商標登録を出願する権利に対して2つの面での制限を実施した。(1) 身分上の制限として、商標を出願する自然人は個体工商戸、農村請負経営戸またはその他の法により生産経営活動を許可された自然人でなければならない。(2) 商標登録出願の商品と役務の範囲について、自然人が営業許可証または関連登記文書により許可されている経営範囲、または自ら取り扱う農業副産物に限定した。

(二) 各国関連制度の比較

商品登録の出願資格について、世界各国の施策は一様でなく、出願人の資格に一定の制限を設けている国もあれば、設けていない国もある。2007年、中国は「商標法に関するシンガポール条約」を締結し、現在、全国人民代表大会常務委員会による批准を待っているところである。そのため、本報告ではまず当該条約の関連規定を考察する。

「商標法に関するシンガポール条約」第3条は、締約国は願書に自国の法令が要求する標章の使用意思に関する宣言書を記載しまたは添付するよう求めることができると規定している。当該条項から、商標の使用意思についての宣言を要求するかどうかは締約国の法律によって決定し、条約はこれについて強制的な規定を設けていないことが分かる。

EU の場合、各国及び各地区の具体的な規定について、従来は出願人の資格に制限を設けていたが、その後当該制限を廃止し、何人も商標登録を出願できるようになった。フランスとドイツは出願人に対して制限を設けていないが、日本、米国及び英国は商標出願人の資格に対して一定の制限を設けている。

英国商標法第 32 条は、出願には、出願人によりまたはその同意により、当該商品または役務について商標が使用されていることまたは出願人がそのように使用する善意の意思を有していることを陳述しなければならないと規定している。米国商標法（ランハム法）第 1 条は、主登録簿へ登録する商標の出願は、すでに使用されている商標の出願と商標を使用しようとする誠実な意図を有している出願を含むと規定している。同様に、日本は冒認行為を防止するため、商標の出願段階において商標の使用意思の確認が運用され、商標登録の出願人が使用を準備している業務計画書などの関連証拠を提供して、商標を使用する真実の意図を証明するよう要求している。²⁰

（三）中国の現行制度の評価分析

2001 年に商標出願人の資格を拡大した後、実施において多くの問題が発生した。2006 年末までに、中国商標局は出願受理業務で 92 万件の自然人によって提出された登録出願を受理し、このうち受理件数は 2003 年が 10 万 7924 件、2004 年が 13 万 6746 件、2005 年が 15 万 7702 件、2006 年が 36 万 8362 件で、自然人による出願件数は総出願件数の約四分の一を占めた。

自然人に対し無制限に商標登録を許可すると、次のような問題が発生する可能性がある。(1) 一部の自然人は商標登録を出願後、実際の経営活動に従事せず、商標の放置、商標資源の浪費を招く。(2) 商標局の審査業務負担が増大し、商標出願処理の遅延を解消することが困難になる。(3) 「商標ブローカー」となる出願人が出現し、投資や売買を目的として商標登録や他人の周知商標の冒認出願を行い、市場秩序の混乱を招く。²¹

²⁰ 程曉梅「日本特許庁商標審判概覧」中華商標 2011 年第 1 期 67 頁

²¹ 中国国家商標局原琪処長が中南財經政法大學知的財産權センターにて主催した「2009 年知的財産權サマースクール」で講演及び報告。原文は http://www.iprcn.com/IL_Xsjt_Show.aspx?News_PI=2409, 2013 年 1 月 17 日で閲覧可能。

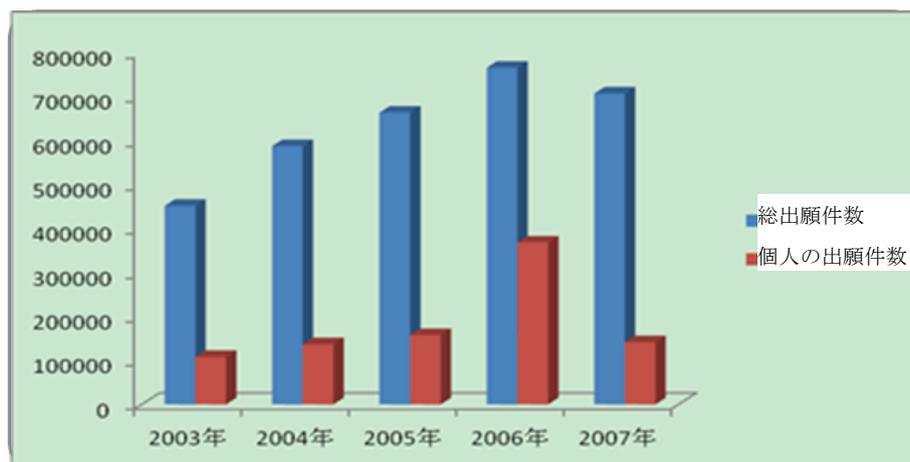


表 1：商標出願統計表

中国工商局が自然人の出願資格に対する制限を実施したところ、悪意の登録の抑止に顕著な効果をあげた。2007年、中国商標局は計 14 万 1380 件の自然人（个体工商戸）により提出された商標登録出願を受理したが、2006 年の 36 万 8362 件と比較すると 22 万件も減少している。前述の措置は明らかに自然人の非経営目的での商標出願件数を抑制し、商標資源の有効利用を非常に大きく促進し、商標局による商標出願処理の遅延を軽減するのに重要な役割を果たした。²²

しかし、この方法は商標出願人の資格に障壁を設け、外国人の自然人が商標登録を出願する際に「超」国民待遇を享受する事態を招き、当該規定は世界各国の実施の慣例と異なっており、同時に「商標法に関するシンガポール条約」との矛盾が生じる可能性も存在しているため、当該規定の発表後、多くの反対意見が起こった。²³ 馮曉青教授は、「理論上、「商標法」第 4 条の規定には、出願人は商標使用能力または資格を有さなければならないという意味がすでに含まれている。したがって、自然人による商標登録の出願に対する制限の問題については、実際の手続において出願人の資格証明、能力証明または使用意思を有することの証明資料の提出を要求することをもって制限と規範化をすることができる。例えば、「使用意思を有する」、「経営活動の資格を有する」（工

²² 中国国家商標局原琪処長が中南財經政法大学知的財産権センターにて主催した「2009 年知的財産権サマースクール」で講演及び報告。原文は http://www.iprcn.com/IL_Xsjt_Show.aspx?News_PI=2409, 2013 年 1 月 17 日で閲覧可能。

²³ 黎運智「自然人による商標登録制限の弊害」現在經濟信息 2008 年第 2 期 185-186 頁 凌国良「自然人による商標登録出願手続についての諸見解」中華商標 2007 年第 6 期 11-14 頁 張康、汪霞「商標権は財産権の基本的性質に回帰すべき—「商標権」第 4 条の改正を論ず」中華商標 2012 年第 7 期 18-19 頁

商登記済み)、「登録後一定期間内に商業使用の証拠を提出する」といった規定が可能である。実際に出願人の資格については制限を行っており、不正登録行為を防止するために、登録商標を使用できる、または使用する意思があることとの関連証明資料の提出を要求している。しかし、この種の証明要求は「商標法に関するシンガポール条約」と衝突し、審査周期の簡略化や手続の効率化の要求にもそぐわない。これについて言えば、別案として、身分証明の提出を要求せず、「商標法に関するシンガポール条約」第3条(5)(証拠)規定を参照し、真実でない可能性のある出願資料について証拠の提出を要求するよう規定することも一考の価値があるだろう。「商標登録の出願またはその他の商標関連の手続きについて、商標局が出願資料の真実性に合理的な疑いを抱いた場合、出願人はその真実性を証明できる有効な証拠を提出しなければならない。」と規定することができる。これにより、審査の効率性を保証し、また審査の遅延を回避することができる。」としている。²⁴

もちろん、中国の司法系統はこうした「注意事項」に対して肯定的な態度を示している。例えば最高人民法院の孔祥俊裁判官は、「「商標法」第4条の記載全体から考えて、確かに同条の規定は自然人の範囲を限定、すなわち商品の生産、製造、加工、選別または販売代理及び役務の提供に従事する個人に限っている。言い換えると、字義どおりの解釈によれば、「商標法」自体が商標登録を出願する自然人に対して経営資格の制限を設けていると考えられるのである。したがって、商標を登録出願する自然人の資格を限定することはすなわち、法規定の本来の趣旨への回帰（法規定の本来の状態を回復させる）である。」としている。また立法趣旨から言えば、「商標の売却のみを目的とした商標登録、登録するが使用しない等の行為はいずれも商標法の立法目的に反する。」としている。²⁵

商標評審委員会も、「商標法」第4条は「商標登録の出願は生産経営上の必要性に基づかなければならない」との意味を含んでおり、「注意事項」はまさに「商標法」第4条に対する目的解釈及び体系的解釈の結果である。例えば、

²⁴ 馮曉青、劉友華「「商標法」第三次改正の重要問題に関する研究」中国科学院知的財産権センター、中国知的財産権研修センター編『専利法、商標法改正の専門研究』知識産権出版社（2009年）154-155頁

²⁵ 孔祥俊『商標と不正競争防止法--原理と判例』法律出版社（2009年）79頁

「ERE」事件において、商標評審委員会は下記の重要な要件を備える場合、「商標法」第4条を適用できると判断した。(1) 商標登録人が商標の指定商品または指定役務についての経営資格または経営条件を有しておらず、関係する準備もしていない。(2) 商標登録人が不当利益を得る目的を有している。(3) 商標登録人が具体的な侵害行為を実施した。²⁶

ここで指摘しなければならないのは、中国の「注意事項」は世界各国の「使用意思の確認制度」と比較すると、適用される主体の範囲が比較的狭く、自然人のみに限られており、法人の冒認出願行為を制限できないことである。証明文書の提出において、提供を要求されるのは営業許可書または請負契約のみで、資料はあまりに簡素であり、審査官は出願人が本当に商標を自ら使用する意思を有しているか否かを判断し難いところがある。²⁷しかし、中国の制度には至らぬ点が存在するとはいえ、当該制度はやはり自然人の不正な商標出願に対して効果的な役割を果たしており、当然日本企業が商標権の冒認出願に遭うリスクの低減にも貢献している。

中国の「商標法」第三次改正に際し、使用意思の確認制度を導入すべきであると提唱する学者もいたが、²⁸2012年12月28日に公布された「商標法」改正草案に当該制度は盛り込まれなかった。

二、実体審査手続

(一) 立法沿革と最新動向

中国は商標出願に対して実体審査制度を実施しており、これは1982年の商標法制定時に確立されたものである。実体審査を通過した商標は、商標局により初歩審査され、公告され、実体審査を通過しなかった商標出願は拒絶となり、公告されない。当該制度に関連する法律条文はこれまでの二回の商標法改正においても変更されていない。

中国の商標審査についての内容には、現行「商標法」第三章中の合法性（第10条）、顕著性（第11条）、非機能性（第12条）及び先願主義の原則（第29

²⁶ 劉胤穎「商標は生産経営のニーズに従って登録出願すべき—「ERE」事件から「商標法」第4条の商標争議事件への適用について考える」中華商標2010年第4期50-53頁

²⁷ 鄭寧「日中商標冒認出願防止関連法制度の比較研究」中国政法大学2011年修士学位論文15-16頁

²⁸ 張玉敏「商標制度建設において使用が果たす役割—商標法第三次改正にあたって」知識産権2011年第9期4頁

条)、同日出願の場合の先使用主義(第29条)、初歩審定と登録商標(第28条)、認定済みの著名商標(第13条)、証明商標として登録された地理的表示(第16条)、特殊標章に関する「特殊標章管理条例」及びオリンピック標章に関する「オリンピック標章保護条例」が含まれる。²⁹

上記の実体審査内容のうち、商標権の冒認出願に関する内容には現行「商標法」第10条第2項の「公衆に知られた外国地名」、第13条の著名商標が含まれ、代理人による商標権の冒認出願、先行権利の侵害と悪意の冒認出願行為は含まれていない。これは、これらの行為の認定可否は、相手側の提供する証拠に依存しており、これらの証拠は商標局が実体審査の過程で取得することが困難であり、商標局がこれについて審査することがないためである。

このほか、「商標法」2012年の改正草案において、実体審査手続が修正され、「審査意見書」が新たに加えられたことを指摘しておくべきである。

1982年「商標法」	1993年商標法	2001年商標法	2012年「商標法」改正草案
<p>第16条 登録出願にかかる商標が、本法の関係規定を満たすときは、商標局は初歩審定の決定を行い公告する。</p> <p>第17条 登録出願にかかる商標が、本法の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審定を受けた商標と同一又は類似すると</p>	<p>第16条 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たすときは、商標局は初歩審定の決定を行い公告する。</p> <p>第17条 登録出願にかかる商標が、本法の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審定を受けた商標と同一又は類似すると</p>	<p>第27条 登録出願にかかる商標が、本法の関係規定を満たすときは、商標局は初歩審定の決定を行い公告する。</p> <p>第28条 登録出願にかかる商標が、本法の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩審定を受けた商標と同一又は類似すると</p>	<p>第29条 審査段階において、商標局は商標登録出願の内容を説明或いは修正する必要があると考える場合には、出願人に「審査意見書」を送付し、意見書を受領した日より30日以内に説明或いは修正を要求することができる。出願人が期限を過ぎても説明または修正を行わない場合、商標局の審査決定には影響しない。</p>

²⁹ 黄暉 『商標法』法律出版社92頁(2004年)

きは、商標局は出願を拒絶し公告しない。	きは、商標局は出願を拒絶し公告しない。	きは、商標局は出願を拒絶し公告しない。	
---------------------	---------------------	---------------------	--

(二) 各国関連制度の比較

商標の審査制度は方式審査と実体審査の二種類に分けられ、方式審査は登録制度を有する国家において必須の手續であり、その内容は大同小異である。しかし実体審査の方法については各国ごとでかなり異なっている。一部の国では無審査登録制度が実施されている。同制度は商標登録出願に対して実体審査を行わず、方式要件を満たす出願に対して登録を許可するもので、1990年代中期以前のフランス、オーストリア、ベネルクス及びイタリアなどの国で実施されていた。それに対して、審査制度の国は商標登録の出願に対して実体審査を実施し、その審査内容は以下の二種類に分けられる。(1) 絶対的理由、即ち商標自身が法律の強制性規定に適合する否か、使用禁止条項に違反していないかどうか、顕著性が欠如しているか否かである。(2) 相対的理由、即ち他人の先行登録または先行出願商標と衝突していないかどうかである。実体審査の国は通常、絶対的理由に対しては審査を実施し、相対的理由に対しては審査と無審査の二種類の方式を存在させている。近年、相対的理由の審査について、二種類の発展傾向が出現しており、欧州共同体をはじめとする革新派が相対的理由の審査を廃止したのに対し、日本をはじめとする改良派は相対的理由の審査を維持しつつ、改良を行なっている。³⁰

欧州共同体が1994年に制定した「欧州共同体商標規則」には、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)の欧州共同体の商標出願に対する審査には先行登録商標の審査を含まないと規定している。つまり欧州共同体における商標の新規出願は「欧州共同体商標規則」第7条の登録拒絶の絶対的理由に関する規定を満たしていれば登録されるということになる。また登録拒絶の相対的理由に関する第8条の審査について、欧州共同体商標意匠庁は異議申立手續においてのみ行うとしている。同規則の発表後、欧州共同体の加盟国は次々とこれに倣った。欧

³⁰ 文学「革新か改良か：商標法相対的理由審査制度の改革」中華商標2008年第5期33-34頁

州共同体の商標登録制度と一致させるため、英国の商標管理部門も 2007 年 10 月より、登録拒絶の相対的理由についての審査を行わなくなった。³¹

日本の現行商標法は、1959 年の商標法改正案を基本的な枠組みとしており、同改正案では商標管理部門（特許庁）が職権に基づいて相対的理由について自主的に審査を行うことを制度として規定している。日本は 1996 年に同法を大幅に改正し、なかでも商標審査制度の最大の変更点は商標登録前の異議申立制度（「異議前置制度」）から登録後の異議申立制度（「異議後置制度」）に改正したことだった。これにより、日本は相対的理由の審査制度を残しつつ、商標審査周期の短縮に成功した。³²

（三）中国の現行制度の評価分析

中国は 1993 年の「商標法実施細則」改正の際に審査意見書制度を設立している。当時の「細則」第 16 条は、実体審査の過程で、「商標局は商標登録出願の内容を補正すべきであると認める時は、「審査意見書」を出し、通知を受け取った日より 15 日以内に補正するよう指示する。補正しないか、期限を越えての補正若しくは補正をしてもなお商標法の関係規定に適合しない場合、当該出願を拒絶し出願人に「拒絶査定通知書」を送付する。」と規定している。しかし、上記の手順は 2001 年の「商標法」改正時に廃止され、出願人は商標登録出願において補正をする機会を失った。

「商標法に関するシンガポール条約」第 21 条は、主管局は商標登録出願に関して却下または拒絶をする前に必ず出願人に意見を述べる機会を与えなくてはならないと規定している。「商標法」の今回の改正も、この条約の要件を満たすことを目的としている。

相対的理由の審査を残すか否かについて、中国の学界の意見は一致していない。例えば、文学氏は相対的理由の審査を廃止することで、権利衝突の存在の有無をより正確に判定することが容易になる、登録原簿中の「休眠」商標が後願の商標登録の障害となることを防ぐことができる、行政効率が向上し、商標登録周期の短縮が可能となる、といったいくつかのメリットがあるとしつつも、商標の相対的理由の審査を廃止すれば衝突のある商標の併存が急増するの

³¹ 張俊琴「英国商標審査新政策」電子知識産権 2008 年第 3 期 19-20 頁

³² 文学「革新か改良か：商標法相対的理由審査制度改革」中華商標 2008 年第 5 期 34-35 頁

は確実で、悪意の商標登録行為を助長する可能性があり、商標登録人の権利維持コストを増加させるため、消費者権益の保護と正常な社会経済秩序の維持にとっては不利であると見ている。また同氏は相対的理由の審査の廃止により本当に商標の審査周期を短縮できるかという点についてもさらなる分析が必要であるので、商標の相対的理由の審査の廃止は慎重を期さなければならないとしている。³³

一方、馮曉青氏などは反対の意見を持っており、相対的理由の審査の廃止により、商標の異議申立件数や商標権の衝突が短期的に急増する可能性はあるが、宣伝や指導により市場主体を成熟化に向かわせ、出願人に対し出願前の調査をきちんと行うよう要求し、出願情報を強制的にウェブサイト上で公表し、商標の異議申立期限を延長することによって、廃止による悪影響を効果に解決できると見ている。³⁴汪沢氏も、商標の異議申立審査を廃止した後、第三者の意見陳述制度の確立や商標異議申立手続の改革を通して制度保障を得られると見ている。³⁵

今回の商標法の改正草案において、相対的理由の審査は引き続き留保された。中国は今後、相当の期間に渡って相対的理由の審査制度を残存させていくものと見られる。

三、商標異議申立手続

(一) 立法沿革と最新動向

日本と異なり、中国は商標登録前の異議申立制度（「異議前置制度」）を採用している。中国の「商標法」によれば、商標は初歩審査を通過した後、「商標公告」で公示され、何人も法定期間内は異議申立てを行うことができる。中国の「商標法」は異議申立理由について明確に規定していないが、実際の処理から考えるに、拒絶理由及び無効理由となるすべての理由が異議申立提出の理由となる。³⁶このことから、異議申立手続が権利者にとって商標権の冒認出願行為を制止するための重要な手段であることが分かる。

³³ 文学「革新か改良か：商標法相対的理由審査制度の改革」中華商標 2008 年第 5 期 36-40 頁

³⁴ 馮曉青、劉友華「「商標法」第三次改正の重要問題に関する研究」中国科学院知的財産権センター、中国知的財産権研修センター編『専利法、商標法改正の専門研究』知識産権出版社（2009 年）161 頁

³⁵ 汪沢「相対的理由に基づく審査における取捨の弁別」中華商標 2007 年第 9 期 19-20 頁

³⁶ 黃暉『商標法』法律出版社 92 頁（2004 年）

1982年「商標法」によれば、異議申立の期間は公告日から3カ月である。この期間は商標法の過去の改正においても変更されていない。注意しなければならないのは、2001年の「商標法」第二次改正前は、商標評審委員会の異議申立に対する裁定が最終裁定だったが、改正後は司法審査手続が加わったことである。

このほか、最新の「商標法」改正草案は異議申立手続に対しても抜本的な改正をしており、要点としては主に以下があげられる。(1) 異議申立ての主体が先行権利者と利害関係者に限られたことを明確にした。(2) 商標の異議申立て理由が「商標法」第13条、第15条、第16条第1項、第30条、第31条及び第32条に限られたことを明確にした。(3) 異議査定に対する審判(再審)制度を廃止し、異議申立が不成立の場合、商標が直ちに登録され、異議申立人は不服のある場合は商標登録無効審判を請求することになる。

1982年「商標法」	1993年「商標法」	2001年「商標法」	2012年「商標法」改正草案
第19条 初歩審定された商標について、その公告の日から3カ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。異議申立てがないか裁定により異議が成立しないと決定された場合は、登録を認め商標登録証を発行し公告する。裁定により異議が成立した場合は、登録を認めない。 第22条 初歩審	第19条 初歩審定された商標について、その公告の日から3カ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。異議申立てがないか裁定により異議が成立しないと決定された場合は、登録を認め商標登録証を発行し公告する。裁定により異議が成立した場合は、登録を認めない。 第22条 初歩審定され公告され	第30条 初歩審定された商標について、その公告の日から3カ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。 第33条 初歩審定された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び出願人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、裁定を下さなければならない。当事者は不服があるときは、	第32条 初歩審定を受けた商標について、公告日から3カ月以内に、先行権利者または利害関係者は、当該商標が本法第13条、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反すると考える場合、商標局に異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。 第35条 初歩審定さ

<p>定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び出願人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、裁定を下さなければならない。当事者は不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に再審査を請求することができる。商標評審委員会は最終的な裁定を下し、異議申立人及び出願人に書面で通知する。</p>	<p>た商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び出願人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、裁定を下さなければならない。当事者は不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に再審査を請求することができる。商標評審委員会は最終的な裁定を下し、異議申立人及び出願人に書面で通知する。</p>	<p>通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審査を請求することができる。商標評審委員会は裁定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知する。</p> <p>当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標再審査段階での相手方当事者に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p> <p>第34条 当事者が法律で定める期限内に商標局の裁定に対して再審査を請求しないか、又は商標評審委員会の裁定に対して人民法院に訴えを提起しない場合、裁定は効力を発生する。裁定により異議が成立しないと決定された場合は、登録を認め商標登録証を発行し公告する。異議が成立すると決定されたときは、登録を認めない。</p> <p>裁定により異議が成立しないと決定され登録を許可した場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初</p>	<p>れ公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、登録をすべきか否かについての決定を行い、裁定を下さなければならない。</p> <p>商標局が登録決定を下した場合、被異議申立人に商標登録証を発行し、公告する。異議申立人は不服があるときは、本法第44条の規定に基づいて商標評審委員会に当該登録商標についての無効審判を請求することができる。</p> <p>商標局が登録を取り消す旨を決定し、被異議申立人は不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に商標評審委員会に異議申立てによる登録取消しに対する再審査を請求することができる。商標評審委員会の決定に不服がある場合、決定の通知を受</p>
---	--	--	--

		歩審定の広告後3ヶ月が満了した日より起算する。	領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、第三者として訴訟に参加するよう異議申立人に通知しなければならない。
--	--	-------------------------	---

(二) 各国関連制度の比較

異議申立手続について、各国の制度には様々な違いが存在する。日本は1996年の商標法改正後、商標登録前の異議申立制度を登録後の異議申立制度に変更した。異議申立人の資格と異議申立理由に制限は加えず、何人も任意の理由に基づいて異議申立てをすることができるとした。日本の商標登録異議申立事件は特許庁によって審理され、これが行政第一審となる。日本特許庁が商標登録を維持すべき旨の決定をした場合、異議申立人は無効審判請求によって救済を得るしかない。特許庁が商標登録の取消決定を下した場合、被異議申立人（商標権者）は日本知的財産高等裁判所に訴えを提起することができる。日本の異議申立制度の最大の特徴は、異議申立の審理における職権主義で、異議申立理由が成立しないとみなした場合、登録を維持する旨を直接決定し、被異議申立人による答弁を必要としない。さらに異議申立の審理においては、異議申立人が提出した理由に限らず、職権によりその他の理由についても審理することができる。

米国は商標登録後の異議申立制度を採用しており、主登録簿に含まれるいずれかの登録商標について、その利益を損なわれたと判断する場合、何人も当該標章の登録承認の公告後30日以内に特許商標庁に異議申立てをすることができる。異議申立の資格については、米国商標法第13条が「何人も」という用語を採用しており、当該条文の規定を全体的から理解すれば、自己の利益がいずれかの登録商標によって損なわれたと判断した「何人も」を指すと考えるべきである。しかし実際には先行権利者または利害関係者を指している。米国の商標異議申立の受理機関は商標抗告審判部で、異議申立の当事者双方が当該機関の裁定を不服とする場合は、米国連邦巡回区控訴裁判所に訴えを提起できる。

EU は商標登録前の異議申立制度を実施しており、欧州共同体の商標登録の出願は相対的理由の審査を経ずに即時公告され、公告日から 3 カ月以内を異議申立期間とし、異議申立がない場合は登録される。異議申立人は、先行して出願、登録または使用をする商標または著名商標の所有者と利害関係者に限られる。EU の異議申立受理部門は欧州共同体商標意匠庁の異議部で、再審査機関は同庁の控訴部である。控訴部の裁定に不服な場合は、法的問題について欧州司法裁判所に訴えを提起できる。EU の商標異議申立制度の中で非常に特徴的なのは異議申立の冷却期間で、異議申立の当事者双方に対し、交渉により双方が紛争の解決を図る機会を提供する。

フランスは商標登録前の異議申立制度を実施しており、登録出願から 6 カ月後に即時公告し、公告後 2 カ月を異議申立期間としている。異議申立理由は先行の登録商標、商標登録の出願または著名商標との衝突に限られる。異議申立人は先行登録商標の所有者、先行商標登録の出願人、先行著名商標の所有者または先行商標の独占的使用の被許諾者に限定される。フランスの商標異議申立は審査部門によって受理され、異議申立の裁定の決定通知書が双方の弁明のために送付され、最終的な裁定は局長の名義で下される。異議申立の裁定に不服な場合は、パリ控訴院に上訴できる。

1995 年、ドイツは商標法の改正時に、迅速性や効率性の面を考慮して、登録前の異議申立制度を登録後の異議申立制度に変更した。³⁷先行商標所有者は商標登録の公告日から 3 カ月以内に、登録を公告された商標に対して異議申立を提出することができる。異議申立は以下の 3 種類の理由に基づいてすることができる。すなわち、先行出願、または先行登録された出願、先行の著名商標について、代理人または代表者が被代理人または被代表者からの権利付与を経ずに当該商標を自己の名義で登録した場合である。フランスと同様、ドイツの特許商標庁内部には単独の異議申立裁定機関がなく、異議申立は当該商標の絶対的理由を審査した審査官の裁定に一任される。異議申立の裁定に不服な場合は、当事者がドイツ連邦特許裁判所に訴えを提起できる。

英国は商標登録前の異議申立制度を実施しており、商標登録の公告日から 3

³⁷汪沢、徐琳「中独商標国際セミナーのまとめ」2010 中国商標年鑑 355 頁

カ月以内に、いかなる先行商標の所有者または先行権利者であれ、新たに出願された商標が先行権利と衝突すると判断した場合、当該出願された商標の登録に対して異議申立を提出することができる。英国では、何人も絶対的理由に基づいて異議申立てをすることができ、相対的理由で異議申立てをする主体は、先行商標の所有者またはその他の先行権利者に限られる。ただし、書面の使用許諾契約により先行商標の使用を許諾された者も先行商標の所有者がする異議申立手続に加わることができる。異議申立の結果に不服な場合、当事者は法廷弁護士である指定人に対して上訴することができ、指定人の裁定に対しては裁判所に訴えを提起することができない。また当事者は高等人民法院に上訴することもできる。³⁸

(三) 中国の現行制度の評価分析

2001年の「商標法」改正の際、司法審査手続が導入された。これは、中国がTRIPS協定に加盟したため、協定第62条の規定によると、知的財産権の取得又は維持に係る手続における、最終的な行政上の決定は、司法当局又は準司法当局による審査に服する。商標法の改正はTRIPS協定の要求を満たすために行われたのである。

中国では、商標評審委員会の決定に対して不服がある場合、北京市第一中級人民法院に提訴することができる。裁判所の一審判決に不服な場合、北京市高級人民法院に控訴することができる。中国は二審制を実施しており、北京市高級人民法院が最終審裁判所である。このため、北京市第一中級人民法院と北京市高級人民法院の商標行政訴訟における見解は極めて重要で、本報告の後半においてもこの両裁判所の見解を多く引用している。

2012年の「商標法」改正草案では商標登録異議申立制度が大幅に改善されている。現行商標法の規定によると、商標登録出願の初歩審定公告後3カ月以内は何人も任意の理由で異議申立てを行うことができ、商標登録異議申立はまず、商標局の審査によって裁定が出され、商標局の裁定に対して不服な場合は商標評審委員会に再審査（審判）を請求することができ、再審査の決定に対し

³⁸ 汪沢、徐琳「商標登録異議申立制度の比較研究報告」2011中国商標年鑑 113-115頁

て不服な場合は訴訟を提起することができ、訴訟は第一審と第二審で争うことができる。これでは商標登録異議申立ての主体と理由はあまりに広すぎて、手続は過度に複雑なため、出願人の迅速な商標登録に影響がでている。

したがって、草案では異議申立制度を修正した。まずは、異議申立の主体と理由が限定された。草案では、異議申立てをすることができる主体を「何人も」から、「当該商標登録出願によって先行権利が侵害されたと考えた先行権利者または利害関係者」に変更した。同時に、異議申立の理由を、商標法が規定する当該商標登録出願前にすでに存在する先行権利を損なう可能性があるものに限定した。その他の者は本法の規定に基づき、商標登録後に当該登録商標について無効審判を請求することができる。このように、商標登録異議申立件数を減少させ、また不当な商標権の付与に対する監督を保障した。次に、手続を簡素化した。草案では、商標局が商標登録異議申立について審査を行い、裁定を出すプロセスが削除され、商標局は商標登録の異議申立に対して審査をした後、登録又は不登録の査定を直接に下すと規定した。商標局が異議申立を不成立として、商標出願を登録させる場合、異議申立人は当該登録について無効審判を請求することができる。商標局が異議申立は成立するとして、不登録を決定する場合、被異議申立人はその決定に対して再審査（審判）を請求できる。無効審判請求の決定または再審査の決定に対し、当事者は不服がある場合は、さらに法に基づいて訴訟を提起することができる。このように、商標局の異議申立ての裁定に対する再審査、訴訟手続を省略し、同時に異議申立人、被異議申立人の救済を受ける権利をも保障した。

EU では、費用分担方式により悪意の商標登録異議申立を抑止している。EU の規定によると、異議申立手続において、敗訴側は出張費、生活費及び代理費用、コンサルティング費用や弁護士費用を含む勝訴側の支払った費用も支払う。³⁹しかし、この度の商標法改正では、この種の方式は採用されなかった。

四、商標取消審判、無効審判手続

（一）立法沿革と最新動向

1. 先行権利に基づく商標無効及び取消手続

³⁹ 文学「悪意の商標登録異議申立行為とその対策」中華商標 2000 年第 9 期 34 頁

商標の取消手続は悪意の商標権冒認出願が成功した後の救済措置である。中国では1982年の「商標法」において商標の取消手続を規定している。1993年の改正では商標局による自発的な取消を追加した。2001年の商標法改正時には、商標を自発的に取り消す場合を追加し、取消しの期限を1年から5年に変更し、悪意の著名商標登録は5年間の制限を受けないことも規定した。更に、商標審判手続に対する司法審査制度も追加した。

2012年に公表された「商標法」改正草案では、商標の取消手続は大幅に変更されている。(1) 名称の変更、第五章の題名を「登録商標争議の裁定」から「登録商標の無効審判」に修正し、当該商標取消審判手続を無効審判手続に変更した。(2) 商標無効の効果を明確にし、無効審決確定後、商標は初めから存在しなかったものとみなすと規定した。

1982年「商標法」	1993年商標法	2001年商標法	2012年「商標法」改正案（意見募集稿）
<p>第27条 すでに登録された商標に異議がある場合は、当該商標の登録日から1年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ期間を限り答弁書を求めなければならない。</p> <p>第29条 商標評審委員会は、係争の登録商標の維持又は取消</p>	<p>第27条 すでに登録された商標が本法第8条の規定に違反している場合、若しくは欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標を取消す。その他の組織又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消についての裁定を請求</p>	<p>第41条 すでに登録された商標が本法第10条、第11条、第12条の規定に違反している場合、若しくは欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局はその登録商標を取消す。その他の組織又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の取消についての裁定を請求することができる。</p>	<p>*第35条 修正</p> <p>初歩審定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、登録をすべきか否かについての決定を行い、裁定を下さなければならない。</p> <p>商標局が登録決定を下した場合、被異議申立人に商標登録証を発行し、公告する。異議申立人は不服があるときは、本法第44条の規定に基づいて商標評審委員会に当該登録商標についての無効審判を請求することができる。</p> <p>商標局が登録を取り消す旨を決定し、被異議申立人は不服がある場合、通知を受領した日から30日以内に商標評審</p>

<p>について最終的な裁定をした後、関係する当事者に書面で通知しなければならない。</p>	<p>することができる。</p> <p>前項に規定された状況を除き、すでに登録された商標に異議がある場合は、当該商標の登録日から1年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。</p> <p>商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ期間を限り答弁書を求めなければならない。</p> <p>第29条 商標評審委員会は、係争登録商標の維持又は取消について最終的な裁定をした後、関係する当事者に書面で通知しなければならない。</p>	<p>すでに登録された商標が本法第13条、第15条、第16条、第31条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、商標権者又は利害関係者は商標評審委員会に当該登録商標の取消について裁定を請求することができる。悪意による登録をした者に対して、著名商標の所有者は、5年の期間制限を受けない。</p> <p>前二項に規定された状況以外を除き、登録商標に異議がある場合は、その商標の登録日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。</p> <p>商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に通知し、かつ期間を限り答弁書を</p>	<p>委員会に異議申立てによる登録取消しに対する再審査を請求することができる。商標評審委員会の決定に不服がある場合、決定の通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は、第三者として訴訟に参加するよう異議申立人に通知しなければならない。</p> <p>第44条 すでに登録された商標が本法第10条、第11条、第12条の規定に違反している場合、若しくは欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効を言い渡す。その他の組織又は個人は、商標評審委員会に対し当該登録商標についての無効審判を請求することができる。</p> <p>すでに登録された商標が、本法第13条、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反した場合、商標登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は商標評審委員会に当該登録商標の無効審判を請求することができる。悪意による登録をした者に対して、著名商標の所有者は、5年の期間制限を受けない。</p> <p>商標評審委員会は、登録商標について無効審判請求を受けた後、関係当事者に書面で通知し、かつ期限内に答弁を行うよう求めなければならない。</p> <p>第45条 商標局は、登録商標</p>
---	---	---	---

		<p>求めなければならぬ。</p> <p>第 43 条 商標 評審委員会は、 係争の登録商標 の維持又は取消 についての裁定 をした後、関係 する当事者に書 面で通知しなけ ればならない。</p> <p>当事者は商 標評審委員会 の裁定に不服 がある場合、通 知を受領した 日から 30 日以 内に、人民法院 に訴えを提起 することができる。人民法院 は商標裁定手 続きの相手側 の当事者に第 三者として訴 訟に参加する 旨を通知しな ければならぬ い。</p>	<p>無効の決定を言い渡す場合、 当事者に書面で通知しなければ ならない。当事者が商標局の決 定に不服がある場合、通知を受 領した日から 30 日以内に、商 標評審委員会に再審査を請求す ることができ、商標評審委員会 は決定を行い、書面で当事者に 通知する。当事者が商標評審委 員会の決定に不服がある場合、 通知を受領した日から 30 日以 内に、人民法院に訴えを提起す ることができる。</p> <p>商標評審委員会は、登録商標 維持または登録商標無効の裁 定を下す場合、当事者に書面で 通知しなければならない。当事 者は商標評審委員会の裁定に不 服がある場合、通知を受領した 日から 30 日以内に、人民法院に 訴えを提起することができる。 人民法院は商標裁定手続きの相 手側の当事者に第三者として訴 訟に参加する旨を通知しなけれ ばならない。</p> <p>法定期限が満了し、当事者は 商標局の登録商標無効の決定に ついて再審査を請求しない、或 いは商標評審委員会の再審査決 定、登録商標維持または登録商 標無効の裁定について訴えを提 起しない場合、商標局の決定ま たは商標評審委員会の再審査決 定、裁定が発効する。</p> <p>第 46 条 商標法第 44 条の規定 により無効を言い渡された登 録商標に対して、その商標専 用権は初めからなかったもの</p>
--	--	---	---

			と見なす。登録商標無効の決定又は裁定は、当該商標が無効を言い渡される前に人民法院がすでに執行した商標権侵害事件の判決又は裁定に対し、工商行政管理部門がすでに執行した商標権侵害事件の処理決定及び履行された商標譲渡又は使用許諾の契約に対し、遡及力を有しない。ただし、商標権侵害賠償金、商標使用料、商標譲渡代金を返さないと明らかに公平原則に違反する場合、その全部又は一部を返さなければならない。商標登録者の悪意により他人に損害を与えた場合には、賠償しなければならない。
--	--	--	---

2. 三年間不使用による 商標の取消手続

上記の商標無効審判手続のほか、商標権冒認出願の救済のルートとなるは、商標が3年間不使用であることを理由に取消審判を請求することである。多くの商標権冒認出願者は冒認出願によって取得した商標を自分では使用せず、その目的は譲渡または競争相手を妨害することにある。冒認出願者が自分で商標を使用しない場合、権利人は商標権について取消審判を請求できる。これについて中国の「商標法」には直接規定されていないが、「商標法実施条例」に規定が存在する。

1983年の「商標法実施細則」では、三年間不使用の商標は地方工商行政管理部門が商標局に報告して取消すと規定されていた。1988年の「商標法実施細則」改正時には、何人も取消審判手続を請求できると規定され、この規定が現在にいたるまで適用されている。

このほか、最新の「商標法」改正草案においては、商標権取消審判の請求理由として三年間不使用のほか、商標が指定商品の普通名称になった場合の規定を新たに追加した。

1983年「商標法 実施細則」	1988年「商標法 実施細則」	1993年「商標法 実施細則」	1995年「商 標法実施細 則」	2002年「商 標法実施条 例」
<p>第20条 商標法第30条第1、2、3号の行為の一つがある場合は、地方工務行政管理部门が商標登録人に是正を命じる。是正を拒んだ場合、商標局に報告し処分する。</p> <p>「商標法」第30条第4号の行為がある場合は、地方工務行政管理部门が商標局に報告し当該登録商標を取り消す。商標の使用には、広告宣伝または展示への使用を含む。</p>	<p>第29条 「商標法」第30条第4号の行為があった時は、何人も商標局に当該登録商標の取り消しを請求することができる。商標局は商標登録人に対し、期限を定めて使用を証明する資料を提出するよう通知しなければならない。期間内に使用証明書を提出しない又は証明が無効な時は、商標局はその登録商標を取り消す。</p> <p>前項にいう商標の使用には、広告宣伝または展示への使用を含む。</p>	<p>第29条 「商標法」第30条第4号の行為があった時は、何人も商標局に關係状況を報告し、当該登録商標の取り消しを請求することができる。商標局は商標登録人に通知し、通知を受け取った日より3ヵ月以内にその商標の使用証明又は不使用の正当理由を提出させなければならない。期間内に使用証明書を提出しない又は証明が無効な時は、商標局はその登録商標を取り消す。</p> <p>前項でいう商標の使用とは、商標を商品、商品包装又は容器及び商品取引の書類に使用すること、若しくは広告宣伝、展示又はその他の業務活動に使用することで</p>	<p>第29条 「商標法」第30条第4号の行為があった時は、何人も商標局に關係状況を報告し、当該登録商標の取り消しを請求することができる。商標局は商標登録人に通知し、通知を受け取った日より3ヵ月以内にその商標の使用証明又は不使用の正当理由を提出させなければならない。期間内に使用証明書を提出しない又は証明が無効な時は、商標局はその登録商標を取り消す。</p> <p>前項でいう商標の使用とは、商標を商品、商品包装</p>	<p>第39条 商標法第44条第1、2、3号の行為の一つがある場合は、工務行政管理部门が商標登録人に期間を定めて是正を命じる。是正を拒んだ場合、商標局に報告し当該登録商標を取り消す。</p> <p>「商標法」第44条第4号の行為がある場合には、何人も商標局に關係状況を報告し、当該登録商標の取り消しを請求することができる。商標局は商標登録人に通知し、商標登録人は通知を受け取った日より2ヵ月以内に、当該商標の取消請求が</p>

		ある。	又は容器及び商品取引の書類に使用すること、若しくは広告宣伝、展示又はその他の業務活動に使用することである。	提出される前の商標使用の証拠資料又は不使用についての正当な理由を提出しなければならない。期間内に使用の証拠資料を提出せず又は証明が無効であり、且つ不使用についての正当な理由がない場合は、商標局は当該登録商標を取消す。
1982年「商標法」	1993年「商標法」	2001年「商標法」	2012年「商標法」改正草案	
<p>第30条 登録商標の使用が、以下に掲げる行為の一つに該当する場合、商標局は期間を定めて是正を命じ又は当該登録商標を取り消す。</p> <p>(1) 自ら登録商標の文字、図形もしくはその組み合わせを変更した場合</p> <p>(2) 自ら登録商標の登録者の名義、住所又はその</p>	<p>第30条 登録商標の使用が、以下に掲げる行為の一つに該当する場合、商標局は期間を定めて是正を命じ又は当該登録商標を取り消す。</p> <p>(1) 自ら登録商標の文字、図形もしくはその組み合わせを変更した場合</p> <p>(2) 自ら登録商標の登録者の名義、住所又はその</p>	<p>第44条 登録商標の使用が、以下に掲げる行為の一つに該当する場合、商標局は期間を定めて是正を命じ又は当該登録商標を取り消す。</p> <p>(1) 自ら登録商標を変更した場合</p> <p>(2) 自ら登録商標の登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更した場合</p>	<p>第48条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者名義、住所またはその他の登録事項を許可なく変更した場合、商標局は、期間を定めて是正を命ずる。期間が満了しても是正しない場合は、商標局は当該登録商標を取り消す。</p> <p>登録商標がその指定商品の普通名称となるか、または3年間継続して使用を停止している場合、いかなる組織または個人も、商標局に当該登録商標の取り消しを請求することができる。</p>	

他の登録事項を 変更した場合 (3) 自ら登録商 標を譲渡した場 合 (4) 継続して 3 年間使用を停止 している場合	他の登録事項を 変更した場合 (3) 自ら登録商 標を譲渡した場 合 (4) 継続して 3 年間使用を停止 している場合	(3) 自ら登録商 標を譲渡した場 合 (4) 継続して 3 年間使用を停止 している場合	
---	---	--	--

(二) 各国関連制度の比較

1、商標の無効

登録商標無効審判制度の目的は不当に登録された商標を排除することであり、この制度はいずれの国の商標法においても規定がある。各国の立法を見てみると、先行権利または登録商標を理由として後から登録された商標を取り消す場合の時間的制限の有無については、二種類の方式が存在する。

EU 加盟国の場合、悪意による商標登録に対し、権利人が無効審判を請求できる期間について時間的制限はない。欧州共同体「商標に関する構成国の法律を近似させるための理事会第 1 回指令」の第 9 条は、先行商標の所有者が、継続して 5 年間にわたり、当該構成国において後から登録された商標が使用されていることを知りながらもその使用を黙認していた場合、当該所有者は、先行商標を理由として後から登録された商標について無効審判を請求することも、また後から登録された商標がすでに使用されている商品または役務について当該後から登録された商標を使用することに反対することもできないものとする。ただし、後から登録された商標の登録出願が悪意でなされた場合はこの限りでないと規定している。現在、全ての EU 加盟国はすでにこの要求に基づいて各自の商標法を改正している。例えば、フランス商標法の L714-3 条と L714-4 条、ドイツ商標法第 51 条や英国商標法第 49 条等がこれにあたる。日本国商標法第 47 条の規定も EU の規定と一致している。

一方、米国は別の方式を採用している。米国法典の第 1065 条は、登録日から当該登録商標を、指定商品または指定役務あるいはその関係分野で、5 年間継続して使用し、かつ引き続き商業的使用をしている場合、登録人の当該登録商標の商業上の使用権は疑う余地はないと規定している。もちろん同条によれ

ば、この場合の例外もあり、その一つは当該商標登録が詐欺的手段でなされた場合である。米国の立法によると、5年という期限と先行商標または権利人の主観的状态は無関係であり、期限に達した時点で、後から登録された商標を取消すことは不可能となる。

2. 商標の不使用による取消

登録商標の長期にわたる放置・不使用を防止するため、各国の商標法は長期不使用の登録商標について取消手続を規定している。不使用の期間についての規定は、各国ごとに相違がある。

日本国商標法第50条によると、登録商標が継続して三年間使用をされていない場合、当該商標は取り消されるが、不使用について正当な理由がある場合はこの限りではない。審判の請求前三ヶ月間以内に被請求人が当該商標の使用を回復した場合、審判の請求人が、その使用について被請求人がその審判の請求がされることを知った後であることを証明できるならば、その使用行為は登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

同様に、英国商標法第46条、ドイツ商標法第49条、フランス商標法第L714-5条、イタリア商標法第42条にも類似の規定がある。異なるのは、日本国商標法の規定は不使用期間を3年としているが、欧州各国は5年としている点である。

(三) 中国の現行制度の評価分析

中国の「商標法」の1993年改正時、商標局による自発的な取消手続が追加され、合法性を備えず、登録すべきでない商標を取り消す際に適用されていた。2001年の「商標法」改正時には、第11条（商標として登録できない標章）、第12条（登録できない立体標章）、第13条（著名商標の保護）、第15条（代理人による商標権の冒認出願の禁止）、第16条（地理的表示）、第31条（先行権利と悪意による冒認出願）が追加された。これらはすべて商標を登録できない場合についての実質条項であるので、同時に商標取消の絶対的理由や相対的

理由として商標法第 41 条にも記載されている。このほか、著名商標に対する強力な保護を実現するため、悪意による著名商標登録について取消審判を請求できる期限は 5 年間の制限を受けない。

現行「商標法」では取消と無効の二つの概念が区別されていないが、実際には、取消は不当使用に対処するものであり、商標取消査定に遡及的効力はなく、一方、無効制度は不当登録に対処するものであり、無効審決確定後、商標権は初めから存在しなかったことになる。⁴⁰今回の商標法改正草案ではこの二つの概念に対して明確な区分を設けている。

商標権が無効となった後、執行済みの裁判所判決、裁定、工商部門の処理決定及び関連契約に遡及力があるとする場合、執行が困難であるばかりか、容易に社会関係の不安定を招く恐れがあるため、改正案では「商標法实施条例」第 36 条の規定が「商標法」へと昇格、吸収されており、同規定も中国「専利法」の専利無効審判に関する規定と類似している。

しかし、世界各国の立法を見てみると、悪意により登録された商標について無効審判を請求できる期限には時間的制限がない。中国では、時間的制限を受けないのは悪意による著名商標の冒認登録のみである。このほか、商標の不使用による取消においても、中国の立法は世界各国と異なっている。日本と EU 各国の商標法はいずれも、商標権者が、他人により取消審判が請求されることを知り、取消審判の請求前 3 月内に商標の使用を開始する行為は商標法における使用には該当しないと規定している。しかし中国の「商標法」には類似の規定がなく、商標権利者に対してより寛容である。もちろん、このような寛容さは一部の学者からの反発を招いている。⁴¹

⁴⁰ 黄暉 『商標法』法律出版社（2004 年）109 頁

⁴¹ 張玉敏「商標制度建設において使用が果たす役割—商標法第三次改正にあたって」知識産権 2011 年第 9 期 8 頁